

南小国町コロナ感染症対策支援補助金【公募要領】

- ◆本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。
- ◆申請書等を書き込む際は、原則パソコンでの入力となります。

(募集期間)

公募開始 : 2020年 8月 11日 (火)
申請受付開始 : 2020年 8月 11日 (火)
受付締切 : 2020年 9月 30日 (水) [持参又は郵送 : 必着]

(申請書類一式の提出先)

【持参場所】〒869-2401 阿蘇郡南小国町赤馬場 1900-1 電話番号 0967-42-0142
南小国町商工会

(問い合わせ先) 南小国町商工会

電話番号 0967-42-0142 (申請書類等に関すること)

◇上記の問い合わせの対応時間は、9:00~12:00/13:00~16:00 (土日祝日、年末年始は除く。)となります。

なお、採択審査結果の内容についてのお問い合わせには、一切応じかねます。

◇本公募要領等は、南小国町商工会ホームページからダウンロードできます。

(URL) <https://r.goope.jp/m-oguni-shokokai>

2020年8月
南小国町商工会コロナ対策委員会

1. 目的

南小国町コロナ感染症対策支援補助金は、南小国町において新型コロナウイルス感染症の影響がある事業者に対して、感染予防対策及び事業活動の減衰からの再起を促進し、地域経済の持続可能性の回復を図るため、経営資源の改善を支援することを目的とする。

2. 交付の対象

補助金の交付対象となる経費は、南小国町内に本店を置く宿泊業を除く商工会員、商工会員の加入を申請した事業者又は南小国町商工会会長が適当と認める事業者が、町内の店舗又は事業所において事業を継続する上で必要な感染防止対策に要する経費のうち、会長が認める経費とする。

3. 補助内容

補助対象経費、補助率及び補助上限額については、別表のとおりとし、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 交付申請

対象事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に会長が定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

様式第1による補助金交付申請書申請書は、町内に複数の店舗又は事業所を有する対象事業者については、店舗又は事業所1箇所につき、1部ずつ提出することができるものとする。

申請期限は、9月30日（水）までとする。

5. 交付決定の通知

申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書を対象事業所に送付するものとする。

6. 申請の取り下げ

対象事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に会長に書面をもって申し出なければならない。

7. 補助事業の経理等

対象事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

対象事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後

5年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

8. 計画変更の承認等

対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による補助金計画変更（等）承認申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、20パーセント以内の増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（3）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の承認をする場合において、様式第4による補助金変更承認通知書を対象事業者に送付するものとし、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

9. 実績報告

対象事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して14日を経過した日までに様式第5による実績報告書と様式5-別紙2を添付及び補助対象となった店舗又は事務所に関する「感染防止対策チェックリスト」（熊本県作成）を作成し、提出するとともに、同チェックリストを補助対象となった店舗又は事務所内において、実績報告書を提出した日から起算して1年間又は会長が掲示の必要がないと認める日までのいずれか短い期間掲示しなければならない。

実績報告の最終期限は、11月30日（月）までとする。

10. 補助金の額の確定等

実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6の確定通知書により対象事業者に通知する。

11. 補助金の支払

補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算払請求書に支払を受けようとする金融機関口座に係る通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の写しを添えて会長に提出しなければならない。

12. 交付決定の取消し等

会長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 対象事業者が、法令、本要項又は法令若しくは本要項に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 対象事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 対象事業者が、別紙の誓約事項に違反した場合

会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

13. 暴力団排除等に関する誓約

対象事業者は、別紙の誓約書の記載事項について補助金の交付申請前に確認の上、交付申請書の提出の際に提出しなければならない。

別表

補助金の名称	補助事業		補助率	補助上限
	補助対象経費の区分	内容		
南小国町コロナ感染症対策支援補助金	南小国町コロナ感染症対策	<p>・ 感染防止に必要な物品の導入及び施工。</p> <p>空気清浄機、換気システムの購入・施工、消毒作業の外注、消毒液・アルコール液の購入。 マスク、マスク入れ（ビニール袋等） アクリル板、フェイスシールド、体温計の購入。 手袋、石鹼、洗浄剤、漂白剤の購入。</p>	4分の3を上限とする。	<p><u>客用店舗内スペース又は事務所内スペース（その店舗又は事業所内において、日常的に一般の客及び社外の者に開放されているスペースとして会長が認めるものをいい、飲食店については厨房部分を含む。）の面積</u>に応じて、以下のとおりとする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50㎡以下 10万円 ・ 51～75㎡ 15万円 ・ 76～100㎡ 20万円 ・ 101～125㎡ 25万円 ・ 126㎡以上 30万円

(様式第1)

令和 年 月 日

南小国町商工会 会長 様

事業所所在地	〒
事業所名	
申請者住所(法人は本社、 個人は自宅住所)	〒
氏名(法人の場合は名称 及び代表者職、氏名・個 人の場合は氏名のみ)	印

南小国町コロナ感染症対策支援補助金交付申請書

南小国町コロナ感染症対策支援補助金交付要項(以下「交付要項」という。)第4条の規定に基づき、標記補助金の交付について別紙補助事業計画書のとおり申請します。

なお、補助金に係る各種法令及び交付要項の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

担当者連絡先

担当者職・氏名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(様式第1-別紙1)

補助事業計画書

1. 補助事業で実施する取組みの内容

--

2. 事業経費

(1) 支出計画

支出項目	支出額	導入(予定)年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合 計	円(税込)	= (a) 補助対象経費

3. 客用店舗内スペース又は事務所内スペース(※)面積

_____ m²

店舗内又は事務所の図面の略図を記載のうえ、縦・横の長さの記載をお願いします。
(店舗又は事務所の図面等があれば添付することにより、記載省略可) (単位：m)

--

※客用店舗内スペース又は事務所内スペースとは、その店舗又は事業所内において、日常的に一般の客及び社外の者に開放されているスペースをいい、飲食店については厨房部分を含みます。

4. 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費	円 (a) (税込)
(2) (1) の 3 / 4	円 (b) (a) × 0.75 (千円未満切り捨て)
(3) 補助上限額	円 (c) 面積に応じた補助金上限額を記載
(4) 補助金交付申請額	円 (b) と (c) の金額が低い方
(5) 補助事業完了予定日	年 月 日

添付書類：①誓約書（様式あり）

②確定申告書の写し（法人の場合：確定申告書（別表一）／個人の場合：青色又は白色申告の「確定申告書第一表」）

③商工会加入申込書（商工会の非会員のみ提出）

記入例

(様式第1)

記入日を記載

令和2年 ○月 ○日

南小国町商工会 会長 様

法人の場合は 本社所在地 個人の場合は 自宅住所	事業所所在地	〒869-2402 阿蘇郡南小国町赤馬場1-1
	事業所名	南小国喫茶店
個人の場合は、 氏名のみ	申請者住所(法人は本社、 個人は自宅住所)	〒869-2402 阿蘇郡南小国町赤馬場1-1
	氏名(法人の場合は名称 及び代表者職、氏名・個 人の場合は氏名のみ)	有限会社 黒川 代表取締役社長 黒川 太郎
		印

法人の場合は法人印、個人の場合は認印。
誓約書や実績報告等の今後の手続きにはすべて同じ印を使用。

南小国町コロナ感染症対策支援補助金交付申請書

南小国町コロナ感染症対策支援補助金交付要項(以下「交付要項」という。)第4条の規定に基づき、標記補助金の交付について別紙補助事業計画書のとおり申請します。

なお、補助金に係る各種法令及び交付要項の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

担当者連絡先

連絡のつきやすい電話番号を記入	担当者職・氏名	黒川 次郎
	連絡先電話番号	0967-42-0000/携帯090-1111-1111
	FAX番号	0967-42-0000
	メールアドレス	0000@mogbb.jp

補助事業計画書

1. 補助事業で実施する取組みの内容

・空気清浄機 (1台)、アクリル板 (10枚) の購入

購入する物品の内容や数量を記入

2. 事業経費

(1) 支出計画

項目が多い場合は、行を追加してください。

令和2年4月7日以降、11月30日までの日付を記入

支出項目	支出額	導入 (予定) 年月日
空気清浄機 (1台)	150,000 円	令和2年9月 3日
アクリル板 (10枚)	15,000 円	令和2年9月 3日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
合計	165,000円 (税込)	(a) 補助対象経費

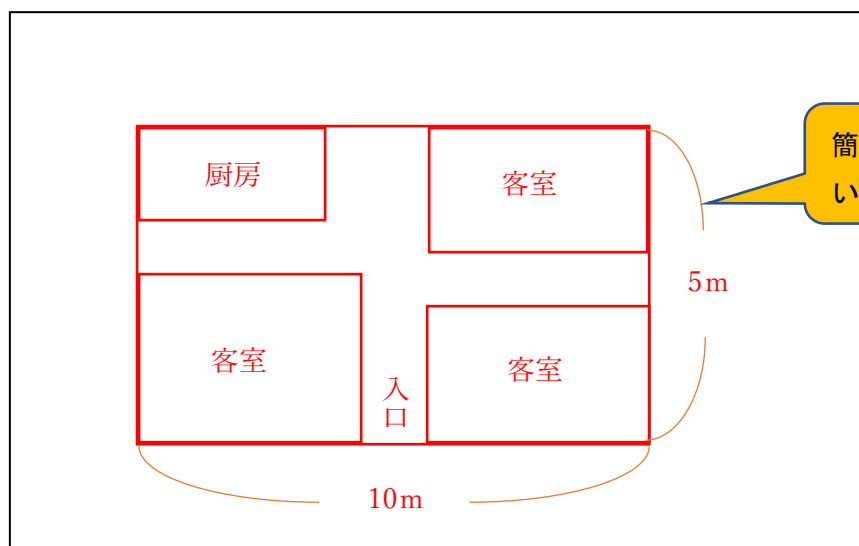
3. 客用店舗内スペース又は事務所内スペース (※) 面積

50 m²

店舗内及び事務所内の面積を記載。

見積もり額等の金額を記載してください。

店舗内又は事務所の図面の略図を記載のうえ、縦・横の長さの記載をお願いします。(店舗又は事務所の図面等があれば添付することにより、記載省略可) (単位：m)



簡単な図面を記載してください。(手書きも可。)

※客用店舗内スペース又は事務所内スペースとは、その店舗又は事業所内において、日常的に一般の客及び社外の者に開放されているスペースをいい、飲食店については厨房部分を含みます。

4. 補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象経費	165,000 円 (a) (税込)
(2) (1) の3/4	123,000 円 (b) (a)×0.75(千円未満切り捨て)
(3) 補助上限額	100,000 円 (c) 面積に応じた補助金上限額を記載
(4) 補助金交付申請額	100,000 円 (b) と (c) の金額が低い方
(5) 補助事業完了予定日	令和2年 9月 3日

添付書類：①誓約書（様式あり）

②確定申告書の写し（法人の場合：確定申告書（別表第一）（個人の場合：青色又は白色申告の「確定申告書第一表」）

③商工会加入申込書（商工会の非会員のみ提出）

5ページの別表の面積に応じた上限額を記載。